

美馬市観光交流センター 茶房
運営候補者募集要項

令和3年2月
一般社団法人 美馬観光ビューロー

目 次

1	募集の目的	1
2	美馬市観光交流センター 茶房の概要	1
3	募集の概要	1
4	応募資格	2
5	応募手続き	2
6	説明会及び現地見学会	4
7	質問及び回答	4
8	審査・選定	4
9	運営候補者の決定方法	4
10	相手方の決定方法	5
11	その他	5
	【参考】募集スケジュール	6

資料 1 営業条件・運営条件書

資料 2 美馬市観光交流センター 茶房の運営に関する協定書（案）

【様式 1】応募申込書

【様式 2】応募に係る誓約書

【様式 3】事業概要及び実績書

【様式 4】企画提案書

【様式 5】提供する主要なメニューについての概要書

【様式 6】応募辞退届

【様式 7】質問書

別紙 1 美馬市観光交流センター 茶房 配置図

1. 募集の目的

一般社団法人 美馬観光ビューロー（以下「美馬観光ビューロー」という）が管理・運営を行う美馬市観光交流センターは地場産品等を使った飲食提供関係施設（以下「茶房」という）を設けている。地場産品の魅力を発信するとともに、観光、歴史及び、伝統文化を通じた美馬市民と来訪者との交流の場を創出し、美馬市の観光振興及び地域の活性化を図ることを目的とし、令和3年4月から、美馬観光ビューローが「茶房」の運営を委託する事業者（以下「事業者」という）を選定することとし、運営候補事業者を募集するものである。

2. 美馬市観光交流センター 茶房の概要

施設概要

- ・所在地 美馬市脇町大字脇町字突抜町 45 番地 1
- ・開設年月日 平成 28 年 1 月 7 日
- ・建築面積 35.22 m²
- ・床面積 28.43 m²
- ・構造 木造 2 階建

※別紙 1 美馬市観光交流センター 茶房 配置図で示す範囲

3. 募集の概要

(1) 募集内容

- ・茶房内での地場産品を活用した飲食提供業務

なお、飲食提供以外の営業業務を加える場合は、企画提案書にその内容を記載すること。

(2) 契約期間

- ・令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

（美馬観光ビューローが美馬市から指定管理者として指定を受けている期間）

(3) 運営候補者選定のポイント

①重要伝統的建造物群保存地区に相応しい出店コンセプト

- ・重要伝統的建造物群保存地区に相応しく、美馬市の観光振興向上に資する出店コンセプト。

また、施設周辺の類似業態店舗との差異を考慮した独自性。

②賑わいの創出

- ・茶房の立地する地域の特性や茶房の特徴を生かした飲食施設の運営による施設利用者だけでなく、地域の方々や地域を来訪するの方々への飲食提供による、施設を拠点とした地域の賑わいの創出。

③美馬観光ビューローとの連携、協力

- ・美馬観光ビューローが主催する各種イベントへの協力など、美馬観光ビューローの実施事業への協力。

④ホスピタリティの維持向上

- ・店舗は清潔感のある外観、装飾を心掛けること。
- ・店舗に対する要望や意見を把握し、利用者に対し、きめ細やかで柔軟な対応に努め、常に質の高いサービス、ホスピタリティを発揮すること。

(4) 営業条件・運営条件について

- ・資料1「営業条件・運営条件書」のとおりとする。

4. 応募資格

以下のすべてに該当すること。

- ①徳島県内の個人事業主又は法人事業者であること。
- ②事業に必要な法令に基づく許可を有する、又は許可を得ることが確実な事業者であること。
- ③過去3年間、食中毒や火災などの事故がないこと。
- ④事業者の負担すべき経費について、負担能力があること。
- ⑤国税、地方税等を滞納していない事業者であること。
- ⑥事業者又はその者の関係者が、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ⑦民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない事業者又は申し立てをなされていない事業者であること。

5. 応募手続き

(1) 提出書類及び部数

提出書類	内容	部数
①応募申込書	様式1	1部
②応募に係る誓約書	様式2	1部
③事業概要及び実績書	様式3 ※会社の概要が分かる資料（パンフレット）があれば	1部

	ば添付する	
④資格・免許等	業務内容に資格・免許等が必要とされる場合には、その資格、免許等の写し ※飲食店営業許可証、食品衛生責任者資格書 等	1部
⑤登記事項証明書	個人の場合は、住民票及び身分証明書 法人の場合は、履歴事項全部証明書	1部
⑥納税証明書	国税及び地方税の納税証明書	1部
⑦財務諸経費	前事業年度の損益計算及び貸借対照表（実績のある事業者のみ）	1部
⑧企画提案書	様式4 【記載内容】 (1) 申込理由 (2) 運営方針 (3) 収支計画 (4) 施設使用料 (5) 月額売上計画 (6) 賑わいの創出につながる取り組み (7) 地域及び美馬観光ビューローへの貢献 (8) 食の安全確保のための対応方法・取組み等 (9) 地場製品の活用についての考え方 (10) その他自由提案 (11) 従業員計画 (12) 保険加入 (13) 開業資金の調達方法及び使途	1部
⑨提供する主要なメニューについての概要書	様式5	1部

※ 証明書は提出日前3か月以内に発行されたものに限る。

(2) 書類作成の注意

- ・提出書類は証明書、資格・免許等の写し以外できる限りA4サイズとする。
- ・企画提案書は、分かりやすく簡潔に記載する。
- ・提出書類は、一切返却はしない。
- ・申請後、辞退する際には応募辞退表（様式6）を提出すること。

(3) 提出期間

- ・令和3年2月12日（金）から令和3年2月26日（金）まで（必着）

(4) 提出方法

- ・持参または下記の住所へ郵送（書留郵便に限る）すること。

〒779-3610 美馬市脇町大字脇町 92

一般社団法人 美馬観光ビューロー プロモーション課 枋谷

電話 0883-53-8599 FAX 0883-53-0961 Mail info@mimakankou.or.jp

6. 説明会及び現地見学会

説明会と現地見学会を実施するので、参加を希望する場合は事前に電話で申し込みをすること。下記日程以外で希望する場合は、個別に相談すること。

- ・日 時 令和3年2月19日（金）午後5時
- ・場 所 美馬市観光交流センター 茶房
- ・申込み締切 令和3年2月19日（金） 午前10時まで
- ・連絡先 (一社)美馬観光ビューロー プロモーション課 枋谷
電話 0883-53-8599 Mail info@mimakankou.or.jp

7. 質問及び回答

本募集要項について質問がある場合は、様式7「質問書」を5（4）に掲げる提出先に FAX 又は電子メールで提出すること。（送信後、電話で受信確認すること。）

- ・受付期間 令和3年2月12日（金）午後1時から
令和3年2月21日（日）午後5時まで
- ・回 答 翌日に回答予定

8. 審査・選定

応募資格ほか提出資料を確認後、以下の方法で運営候補者を選定する。

- ①応募書類の審査と平行して、企画提案書の内容についてプレゼンテーション（3月上旬予定）の審査を実施する。
- ②プレゼンテーションの日程、場所及び実施方法については、別途通知する。
- ③審査の結果は、3月中旬（予定）にプレゼンテーション実施者全員に通知文書を送付する。

9. 運営候補者の決定方法

美馬観光ビューローが別途開催する「美馬市観光交流センター 茶房運営候補者選定委員会」において、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を運営候補者に決定する。

10. 相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目項目について、提案された内容を加え、運営候補者と美馬観光ビューローの間で協議の上、協定を締結する。
- (2) 以下の場合には、事業者の内定を取り消すものとする。
- ①提出書類に虚偽の記載があったとき。
 - ②正当な事由なく協定手続きに応じなかったとき。
 - ③「4. 応募資格」に掲げる要件に適合しなくなったとき。
 - ④事業者の経営環境の変化等により、企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。
 - ⑤著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと判断したとき。

11. その他

本件への応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

【参考】募集スケジュール

項 目	日時・期間	備 考
募集要項配布	2/12(金)～2/26(金)	HP上に掲載
応募申込書等提出期間	2/12(金)～2/26(金)	関係書類も提出
説明会及び現地見学会	2/19(金) 17時～	事前申込が必要
質問書提出	2/12(金)～2/21(日)	
質問に対する回答	翌日回答予定	
書類審査及びプレゼンテーション	3/上旬(予定)	日程は別途連絡
選定結果の通知	3/中旬(予定)	